

令和 3 年 度
お お ぞ ら 保 育 園
保育園の自己評価

評価責任者

おおぞら保育園

園長 廣部 信隆

保育所保育指針において、保育士及び保育所の自己評価並びにその公表が努力義務とされている。

このことを踏まえ、おおぞら保育園では保育の質の向上を図るために自己評価を実施する。

評価については以下のような基準で評価を行う。

◎ → よくできている ○ → ほぼできている △ → 努力が必要

1、人権の尊重

子どもの人権条約の遵守、ならびに子どもの最善の利益を追求する。

小分類	評価	評価の根拠、具体的事例及び改善方法
(1) 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	○	子どもの人権に十分配慮すると共に、子ども、一人ひとりの人格を尊重していくことの必要性を職員間で共通の意識もち取り組んでいくよう心がけている。 保育士の何気ない言葉がけ、行為が人権擁護で配慮を欠くことにつながるため職員間での意見交換や助言ができるように職員間の関係性の構築に努めている。
(2) 性差への先入観による固定的な観念や役割分業を植え付けないように配慮している。	○	性差への先入観を植えつける行為、言葉がけをしない等偏見を持たせないよう十分配慮し保育にあたっている。性差に限らず、児童それぞれの育ちの把握に努め、大人側の都合で児童の育ち、行動などを見ていくことの無いよう配慮している。

2、説明責任

保護者や地域の子育て家庭に、保育園の役割や保育内容について情報提供をする。

小分類	評価	評価の根拠、具体的事例及び改善方法
(1) 理念や基本方針が利用者に周知されている。	△	保育理念や保育内容は文章などで周知しているが文章に偏ることで児童の生活が可視化できるよう努めている。
(2) 保護者が意見を述べやすい体制が確保されている。	△	コロナ禍中においては保護者の悩み、育児での困り感等、話しやすい雰囲気を作ることを心掛け、穏やかに会話ができるような配慮が今後も継続的に必要である。

3、情報保護

保育にあたり知り得た園児、保護者の情報は適正に取り扱い、保護しなくてはならない。

小分類	評価	評価の根拠、具体的事例及び改善方法
(1) 利用者のプライバシー保護に関する規定、マニュアルを整備している。	○	個人情報に関するマニュアルに準じて園内で共有する事項は部外に持ち出さない、話さない等情報の漏漏に取り組んでいる。 ホームページ(ブログ)保育記録(ドキュメンテーション)においての児童の画像使用などはについては保護者の同意(同意書)をいただき、尚且つ不適切な画像が掲載された場合は速やかに削除するなどの体制を作っている ※3年度は画像削除の依頼はありません。
(2) 遵守すべき法令など正しく理解し取り組みを行っている。	△	管理者と保育従事者との法令理解には差があることは否めない。保育運営には法令の順守が伴うことを周知している。 継続して保育制度、防火防災、健康管理については保育にあたる中で必要な事項についての理解や積極的な学び(定期的な研修など)が必要である。

4. 苦情処理

保護者からの信頼を高め、保育提供の質の向上に向けた取り組みの一環として、保護者からの苦情や意見等に対して、迅速に対応を進める。

小分類	評価	評価の根拠、具体的事例及び改善方法
(1) 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し迅速に対応している。	△	保護者からの意見、要望は真摯に受け止め、迅速に対応することに心掛けていく、情報の共有、問題の原因、見直し、解決(対処)方法を明確にすることに努めている。 保護者の目線に立ち、改善していけるところの対応を迅速に行うように努めていく。
(2) 苦情解決の仕組みが確立され、十分に周知、機能されている。	○	保育重要事項にて苦情解決の仕組みを周知している。 担当保育士のみで問題を抱えるのではなく上職が介入(相談、直接対応)して対応することに努めている。

5、保育内容

一人ひとりの子どもの置かれている状態及び家庭、地域社会における生活の実態を把握するとともに子どもを暖かく受容し、適切な保護を行い、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるようにする。

小分類	評価	評価の根拠、具体的事例及び改善方法
(1) 保育計画が保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向などを考慮して作成されている。	○	保育計画(全体的な計画)月案等を保育内容に反映し子ども一人、ひとりの育ちを保障できるように努めている。 園の方針転換等保護者の対応変化を必要とする事項については理解していただけるよう丁寧に対応するよう努めている。※コロナ禍中における行事、感染症対応など
(2) 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき指導計画を改定している。	△	日々の振り返りが定着し、実践に反映されるよう努めていくことが必須である。児童の状況、発達など職員間で共有できるような時間、空間を意識し作っていくことが課題である。
(3) 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	○	子どもを理解していることで適正なかかわりができると考えている。加えて適正な保育内容が立案されることを意識し子どもの理解に努めていくことを継続している。
(4) 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	△	環境を作った後の検証が弱く、評価から新たな試みや工夫後も同様である。 環境構成工夫への意識はあり、環境を意識して作る試みが行われているので継続していく。
(5) 基本的な生活習慣や生理的現象に関しては一人ひとりの子どもの状況に対応している。	○	忍耐強くかかわり、子どもの要求に応じて、子どもの行動に寄り添うことの意識が高くなってきている。 それぞれの児童の状況に応じながら対応していくように努めている。

小分類	評価	評価の根拠、具体的事例及び改善方法
(6) 身近な自然や社会と関われるような取り組みがなされている。	○	野菜の栽培に加え収穫体験などを経験している。 小さいながらも園庭に畑のスペースをつくり、自然体験が身近にできる環境を継続して保育に位置づけ維持している。
(7) さまざまな表現活動が体験できるように配慮されている。	○	年齢に応じた表現活動ができる環境設定の工夫が必要 玩具の適正や絵画（描画 制作）、わらべうた等年齢に応じたものを（認識、思考、技術）保育内容に位置づけている（絵具 水彩画 土粘土、木工など）
(8) 遊びや生活を通じて、人間関係が育つよう配慮している。	○	生活の中でできるだけ子ども達で考え、主体的に取り組めるよう配慮している。 課題としては子どもまかせにせず保育士の導きや適正な援助もその都度、考え対応することと子どもの理解を意識して取り組んでいく。
(9) 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	○	一人、ひとりの生活リズムに合わせ、ゆったりとした保育を心がけている。保育士の連携、意思疎通もできているので継続していく
(7) 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	△	長時間（時間外）との連携または担当者の子どもの理解、援助など担当保育士はその周知、理解に工夫が必要である。 通常保育からの大きな変化がないよう取り組みや環境構成の整備に課題がある。時間外保育士との連携も意識し連絡事項の共有を図ることを継続する。

6、要保護児童への対応

小分類	評価	評価の根拠、具体的事例及び改善方法
(1) 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報速やかに園長に届くようになっている。	○	虐待について（類似ケース）については迅速に対応するよう努めている。 朝の視診、日中の観察などを通じて子どもの異常、サインを見落とさないように意識し職員間での情報共有も行っている。
(2) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について市関係機関、児童相談所等に通告、照合する体制が整っている。	○	迅速に対応している。疑われるケース以前に心配性のある子ども、保護者についても行政担当課へ周知し定期的に情報を上げている。 保育園のみで対応せず行政関係機関と積極的に連携関係を築いている。

7、特別な支援を要する子どもへの対応

インクルージョンを基本に保護者や職員間で共通の認識を持ち、巡回発達相談や専門の機関と連携しながら子どもの発達を保障する。

小分類	評価	評価の根拠、具体的事例及び改善方法
(1) 環境が整備され、保育内容や方法に配慮がみられる。	○	個々に合った対応を考えて保育を行っている。 保護者との連携、面談を定期的実施、市、発達センターとの連携で施設巡回を実施し専門家らの具体的な支援、援助のアドバイスを受け保育に反映している。

8、在宅子育て家庭への支援

多様な子育てニーズや地域住民が求める援助を把握し、それに基づいた事業・取り組みを実施する。

小分類	評価	評価の根拠、具体的事例及び改善方法
(1) 地域の福祉ニーズを把握している。	△	地域関係機関と連携を構築している段階で利用者のニーズに応じた支援活動を考え取り組んでいくことが望まれる。新型コロナウイルス感染症の対応をしながらの具体的活動を検討する。
(2) 地域の福祉ニーズに基づく事業・取り組みが行われている。	△	支援センター 新型コロナウイルス感染防止対応により休止とした。運営については今後、精査し事業内容を計画する必要がある。

10、健康支援

子どもの健康状態、発達状態を把握する。感染症、疾病への対応を適切に行い、保護者、職員にその対応、予防を周知する。必要に応じて関係機関を含めた情報を共有する。

小分類	評価	評価の根拠、具体的事例及び改善方法
(1) 保健、健康マニュアルを作成し子ども一人ひとりの健康状態に対応している。	◎	日々の健康については看護師を中心に微視的に把握記録をとり一人ひとりの健康把握に努めている。 新型コロナウイルス感染症対応には特段の配慮を対応する。行政側と連携をとり迅速に対応する
(2) 健康診断の結果について、保護者や職員に周知し保育に反映させてる。	◎	年2回（内科）1回（歯科）検診を実施、結果については保護者に通知している。

小分類	評価	評価の根拠、具体的事例及び改善方法
(3) 感染症発生時に対応できるマニュアルを作成している。発生状況を保護者に周知している。	○	感染症が発症した場合は迅速に保護者に周知し啓発している。日頃より感染症についての情報収集し感染拡大防止に努めている。新型コロナウイルス感染予防対策については行政の指導に準じ対応している

1 1、環境、衛生管理

施設的环境を常に適切な状態に保持するとともに施設内外の設備、用具などの衛生管理に努める。

子ども及び職員が手洗い等により清潔を保とうとするとともに施設内外の保健的環境の維持向上に努める。

小分類	評価	評価の根拠、具体的事例及び改善方法
(1) 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	△	保育室の環境整備は各担任保育士に委ねているが整理整頓などが十分でない保育室もある。環境美化への意識に努めた取り組みの継続が必要。
(2) 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。	○	子ども達が安心して安全に過ごせるような環境づくりに取り組んでいる。実施の経過、評価など丁寧な振り返りをしり良い環境を作ることが必要。

1 2、保護者の支援

保護者との信頼関係を築き、子どもの最善の利益を考慮した保育ができるよう、育児相談や懇談会、家庭連絡を充実する。

小分類	評価	評価の根拠、具体的事例及び改善方法
(1) 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談を行っている。子どもの発達や育児等について懇談会などの行い、保護者との共通理解を得る機会を設けている。	○	感染症対策を施し面談を実施。配慮が必要とされる家庭、児童については個別に相談や面談を実施している。新型コロナウイルス感染症対策により保護者会の活動休止を受け保護者との情報交換などが希薄になっているため積極的な情報提供の取り組みが必要。
(2) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容など必要に応じて記録されている。	○	配慮、支援が必要な事項については記録に残すと共に会議等で職員が共有できるようにしている。

13、研修計画

保育の質向上のために目標を定め、組織として目的意識をもった研修計画を策定し取り組み実施する。

小分類	評価	評価の根拠、具体的事例及び改善方法
(1) 職員の教育、研修に関する基本姿勢が明示されている。	○	職員研修 園内外について年間の計画を作成 キャリア研修については該当者に通知し実施している。 コロナ禍中で外部への研修が制限される中で園内での学び（研修）の工夫が必要である。
(2) 個別の職員に対して組織としての教育、研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	△	計画は策定されているが感染症対策の中での弾力的な研修計画が策定されていないのが現状である。 状況に応じた研修の取り組みを工夫していくことが必要である。
(3) 定期的に個別の教育、研修計画の評価、見直しを行っている。	△	職員間で研修報告をする等の発表の機会を設け積極的な研修の振り返り、保育への反映が必要である。

14、小学校との連携

子どもの連続的な発達などを考慮して、互いの理解を深めるようにするとともに、子どもが就学に期待感を持ち積極性を持って生活できるようにする。

小分類	評価	評価の根拠、具体的事例及び改善方法
(1) 小学校との連携、話し合い、就学への引継ぎ等の連携体制が整備されている。 授業参観（保育参観）や行事及び課題授業など交流を行っている	○	保育園、幼稚園、小学校との連携については市内で協議会を設置運営している。 感染症対策を講じ、地域との関係が密接なところとは授業参観を実施し併せて情報交換を含めた協議を行っている。 行事などへの参加が制限される中でも連絡がとれる体制を維持している。

15、地域との交流

保育園が地域社会の一員としての社会的役割を果たすと共に、地域の協力の中で子どもが育つような取り組みを行う。

小分類	評価	評価の根拠、具体的事例及び改善方法
(1) 地域との関係が適切に保たれている。	△	地域自治会の夏祭り、盆踊りなどは感染症対応にて中止、管理者レベルでは（行政を介して）連絡、状況の把握をしている
(2) 保育園が有する機能を地域に還元している。	○	地域支援センター 園庭解放等利用の休止 子育て相談は継続している利用者は少ない。 ホームページや市担当課窓口案内を置くなど 広報をしている。
(3) 関係機関等との連携が適切に行われている。	○	関係機関との連携や報告は定期的に行っている。 市内認可保育園とも情報交換も行い、各保育、市内の保育事情を精査し市担当課に改善や要望を伝え 保育行政、保育運営の向上に努めている。
(4) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。	△	保育園、幼稚園小学校連絡協議会等を通じて連携 協議しているものの慣例的な部分もある。 保育所を適正に運営することが地域福祉の維持につながる。地域福祉が向上するための協議が今後、必要とされる。
(5) 地域の福祉ニーズに基づく事業、活動が行われている。	△	引きこもり家庭や積極的な利用ができない家庭については行政側の協力で養育支援訪問を通じて 保育園の利用につながる仕組みの構築が必要であり具体的な動きに伝わるよう要望していく必要がある。
(6) ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にして体制を確立している。	△	受け入れについてガイドライン等の作成、明示が必要である。（保健衛生・安全保障など） ※3年度については新型コロナウイルス感染症対策にて受け入れていない。養成校、中学校は中止

16、食育

食事は子どもの身体的成長の基本であり、心豊かに食を楽しみ、自然の恵みに感謝し、子どもの命を守る大切なものである。年齢にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、食習慣の確立、栄養指導、心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりの子どもに配慮する。

小分類	評価	評価の根拠、具体的事例及び改善方法
(1) 食育を通じて、子ども達が食事を楽しむことができるように工夫している。	○	現場、保育士については各年齢食育計画を作成し取り組んでいる。
(2) 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	△	食育等の取り組みについては情報を発信している。特に乳児については喫食状況をみて細やかに保護者に状況を伝えている。試食会の実施はなく、積極的な給食レシピの公開などない新たな情報発信の仕組みの構築が望まれる。
(3) 食物アレルギーは個別に配慮して提供している。	○	アレルギー対象児童については状態の把握からはじまり医師の所見、支持、家庭での摂食状況の把握、具体的な食の提供方法など保護者の理解を求めている。尚且つ安全に提供できる動線の確保に努めている。

17、安全対策、事故防止

災害や事故発生に備え日常点検や避難訓練を実施するとともに外部からの不審者の侵入防止のための措置や訓練を行い不測の事態に備える。保育中の事故防止のため保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職場の共通理解や体制づくりを図る。

小分類	評価	評価の根拠、具体的事例及び改善方法
(1) 消防、防災、防犯のマニュアルが作成され定期的な訓練を実施し災害時の対応を意識した取り組みを行う。	○	法令で定められた訓練を実施している。 各マニュアル個々の役割分担の把握することが必要
(2) 事故防止等のチェックリスト等があり事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。	△	保育施設の安全管理チェックリストはあるもののチェックが慣例的になっている。個々の安全への創意工夫や意識の向上が望まれる。

令和3年度総合評価 — 振り返り

子ども達の最善の利益を追求し日々、子ども達の生活を支えている。毎年、保育運営を振り返る機会をいただいているが顕著に大きな変化がみえないのも保育の営みの特徴と言える。子ども達が安全、安心に生活ができる。尚且つ情緒が安定し穏やかな生活を送れることを願いその願いが叶うよう子ども達に寄り添い日々、生活を送ることに努めている。

数年の間で従事する保育者の意識が変化しているが新型コロナウイルス感染症の対応、生活の変化、または生活の維持に労力の比重がかかった年度であった。そのため保育の質の向上を目指すというよりは現状の維持に力がそそがれることとなる。もう一度、原点に戻り、子どもの地点と一緒に立ち、子どもの思いの理解に努めることは大切と考えている。「丁寧な保育とは」「子どもの主体とはなんだろう」と自らが行う保育について考え、実践に結び付けていくことの継続性を図りたい、子どもの姿から幾つもの観点を捉え思考し保育できる保育集団であるので今後の取り組みに大いに期待している。

子ども達の命を守り、生活を共にするとは相応のいくつもの細かい視点に目が行き届き、具体的な行動、アプローチが必要とされる。新型コロナウイルス感染症は様々な影響を保育に与えている。社会事情の変化、保護者の就労など大きな変化により疲弊しきった保育士が多くいる中で当園の保育士は保育の楽しさを実感できる機会を持てる方々が増えている。コロナ禍にありながらこの状況をプラスにとらえ、もう一度、子ども達の育ち、発達を理解し適正な保育内容にする作業が必要である。教育主義に偏り、子どもの心の育ちが置き去りにされた保育は保育ではない。人として生きていける力を養い心の育ちを助長していけるよう保育内容を基に築いていくことが必要である。

苦労も多い職業ではあるが子ども達の生活を支える仕事に肯定感を持てる保育者になれる環境を継続していく。

毎年の評価で述べていますが「保育は人」であり子ども達の情緒穏やかな生活を送れる環境は「人」で決まるとも言える。子ども達にかかわる大人が穏やかな心情を持ち、子ども達、それぞれの育ちに応じたかかわりを適正にできることが望まれる。気ぜわしい中でもゆとりも持てなければ最善の利益を追求していくことは程遠い保育になっていく、「保育は人」と言っていますがすべてに置いてパーフェクトであってほしいと望んではいません。当然チームとして同僚性を育み保育を営んでいかななくてはなりません。保育に携わるための基礎的なこと、子ども達のことを思い、考え、知り、理解し生活を支えてあげられることを目標に置き保育を営んでいける素地を持てることを望んでいます。

今後の取り組みでは、評価で概ねできていることを風化させないこと、努力が必要なことはそれぞれが意識すること、定期的に機会を持ちその取り組みを振り返り評価すること、「言いつばなし、やりっぱなし」からの脱却に加えて「考えて、具体的に動ける（行動に起こせる）」ことを意識し実のりある取り組みにしていくことが必須である。

文責 園長 廣部信隆